

みなみだいら保育園民営化連絡協議会設置要領

令和8年6月1日制定

(設置)

第1条 みなみだいら保育園の民営化にあたり、民営化に関する情報共有と透明性を確保するとともに、保護者の意見や要望を反映させるための意見交換の場とする。また、保育サービスの質向上に向けた具体的な提案や改善策を検討し、保護者と日野市（以下「市」という。）及び保育園との連携強化を図ることで、民営化に伴う課題や懸念事項の解消に向けた協議及び合意形成を図ることを目的として、みなみだいら保育園民営化連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議し、その結果をみなみだいら保育園保護者等に報告する。

(1) 事業者選定に関する事項（公募要領、事業者選定要領、選考基準表、応募事業者の審査、採点、選考に関する事項の策定を含む。）

(2) 保護者の意見集約に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保護者代表（園児の年齢が民営化の対象クラスとなっている保護者各1名）

(2) 市立みなみだいら保育園長

(3) 市保育課職員

(会議)

第4条 協議会は、構成員に対し書面を用いて意見を求める方法により、会議を開催することができる。

2 協議会は、構成員がやむをえず会議に出席できないときは、あらかじめ意見等を書面で提出を求めることができる。

(開催場所)

第5条 会議開催場所は、原則としてみなみだいら保育園とする。ただし、日程等で止むを得ない場合は、他の場所で開催する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市子ども部保育課が行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で協議して定める。

付 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。